

## 大飯原発3, 4号機運転差止請求事件判決骨子

1 原子炉で発生するエネルギーは極めて膨大であるため、運転停止後においても電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われるだけで事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大していく。このことは、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。しかるに、大飯原発には地震の際の冷やすという機能及び閉じ込めるといった構造において次のような欠陥がある。

### 2 冷却機能の確保について

(1) 1260ガルを超える地震によって上記冷却システムは崩壊するが、地震の発生機序の分析は仮説に依拠せざるを得ないから大飯原発に1260ガルを超える地震が来ないという確たる根拠はない。

(2) 大飯原発に到来する危険性のある地震が基準地震動である700ガルをやや上回るものであり1260ガルに達しない場合、被告は適切な手段を打てばメルトダウンには至らないと主張する。しかし、適切な対応策をとるためにはいかなる事象が起きているのかを把握できていることが前提になるが、この把握自体が困難であることは福島原発事故の原因が未だに確定できていないことに照らしても明らかであること、仮に、事象を把握できたとしても、外部電源が断たれると同時に多数箇所に損傷が生じるなど対処すべき事柄は極めて多いのに対し、全交流電源喪失からメルトダウンまでは10時間も残されている時間は限られていること等からすると、被告の主張は採用できない。

(3) これらに加えて、大飯原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によっても外部電源と主給水がともに断たれるおそれがある。

(4) 地震大国日本において基準地震動を超える地震が大飯原発に来ないという根拠はない上、基準地震動に満たない地震によっても重大な事故が生じ得る。こ

のような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的である。

3. 閉じ込める構造について

使用済み核燃料は使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれており、ここから放射性物質が漏れ出さないように閉じ込めておく堅固な設備は存在しない。福島原発事故においては、使用済み核燃料プールが危機的状況に陥り、この危険性ゆえに福島第一原発から250キロメートル圏内の住民に避難を勧告する可能性が検討された。深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに上記の対応が成り立っているといわざるを得ない。

4. 以上のとおり、大飯原発に係る安全技術及び設備は、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものである。

5. 被告は大飯原発の稼働がコストの低減等になると主張するが、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わることは、法的には許されないことである。また、被告は、原子力発電所の稼働が二酸化炭素の排出削減に資する旨主張するが、福島原発事故は我が国始まって以来最大の環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

6. 以上の次第であり、原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、大飯原発の運転によって人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容する。